

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第1号

令和3年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月3日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 西 田 三 十 五

1. 期 日 令和3年2月10日（水）午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室

○令和3年2月10日

○現在議員5名で次のとおり

議長	久	野	妙	子
副議長	内	海	和	雄
1番	須	藤	伸	次
3番	山	本	英	司
4番	平	野	裕	子

令和3年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

令和3年2月10日（水曜日）午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号から議案第5号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会

2. 開議の宣告

3. 諸般の報告

4. 会議録署名議員の指名

5. 会期の決定

6. 議案の上程

議案第1号から議案第5号まで

7. 提案理由の説明

議案第1号から議案第5号まで

8. 議案第1号から議案第5号まで、質疑、討論、採決

9. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	久	野	妙	子
副議長	内	海	和	雄
1番	須	藤	伸	次
3番	山	本	英	司
4番	平	野	裕	子

○執行部

管理者	西	田	三十五
副管理者	小	坂	泰久

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	宮	本	和	宏
総務課長	坂	上	雅	敏
会計管理者	間	野	昭	代

○議会事務局出席職員氏名

総務課 人事給与係長	櫻	井	江里佳
---------------	---	---	-----

○連絡員

施設管理課 課長補佐	荒	川	修
施設管理課 施設係長	上	田	圭二
総務課 査査課補 主査	秋	葉	瞳

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時36分)

○議長（久野妙子） ただいまの出席議員は5人であります。

したがって、令和3年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、今期定例会において、清掃組合の映像取材を許可しておりますので、ご了承願います。

また、ご発言は着席のままで、お願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（久野妙子） 日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員より定期監査及び例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（久野妙子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第68条の規定により、須藤伸次議員、内海和雄議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（久野妙子） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（久野妙子） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第5号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第5号までを一括議題といたします。

◎議案第1号～議案第5号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（久野妙子） 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（西田三十五） 皆さんご苦勞様でございます。以後、着座にてご説明させていただきます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、深く感謝を申し上げます次第でございます。ありがとうございます。

ただいまから、本日提案をいたします議案5件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、令和3年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算であります。当組合におきましては、従前より施設の効率的な運営に取り組み、経費削減に努めており、令和3年度におきましても、引き続きごみの適正処理を進め、効率かつ安定した業務運営に取り組んでまいります。

予算の内容でございますが、歳入歳出予算の総額は15億5,009万6,000円、前年度に比べて1億5,086万3,000円増額となっております。

歳入の主なものは、佐倉市並びに酒々井町の負担金及びごみ処理に係る手数料でございます。歳出の主なものは、ごみ処理に要する経費や施設の維持管理費、施設建設に係る償還金でございます。

議案第2号は、令和2年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第2号であります。歳入歳出それぞれ180万円の増額をいたそうとするものでございます。これによりまして、補正後の予算総額は16億516万1,000円となります。

歳入は財産売り払い収入の増額であり、歳出の主なものは委託料の増額でございます。また、債務負担行為の補正は、イントラ用サーバー機器等賃貸借変更契約分など3件を追加するものでございます。

議案第3号は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事評価の処遇反映に伴う昇給日の変更及び55歳以上の昇給内容の変更をいたそうとするものでございます。

議案第4号は、管理者等の佐倉市、酒々井町清掃組合に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでありまして、管理者等の清掃組合に対する損害賠償責任について、その一部免責に関し、必要な事項を定めるため条例を新規制定いたそうとするものでございます。

議案第5号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。その内容は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。令和2年千葉県人事委員会勧告及び構成市町の条例改正に準じて12月期の期末手当の引き下げを行ったものでございます。

以上、本日提案をいたしました議案について説明を申し上げます。何とぞご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。以上でございます。

○議長（久野妙子） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（宮本和宏） 事務局長の宮本和宏でございます。どうぞよろしくお申し上げます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。失礼ですが着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。

議案第1号、令和3年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算につきましてご説明をさせていただきます。

予算書の2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。1款分担金及び負担金8億338万1,000円、2款使用料及び手数料4億3,050万円、3款財産収入2万円、4款繰入金1億7,000万円、5款繰越金1,000円、6款諸収入1億4,619万4,000円、歳入合計が15億5,009万6,000円でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款議会費29万6,000円、2款総務費1億3,557万9,000円、3款衛生費12億2,121万2,000円、4款公債費1億9,098万9,000円、5款諸支出金2万円、6款予備費200万円、歳出合計が15億5,009万6,000円でございます。

ページが飛びまして恐縮でございますが、8ページをお願いいたします。歳入の詳細でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組織市町負担金8億338万1,000円につきましては、佐倉市並びに酒々井町からの負担金でございます。令和2年度と比較いたしますと4,038万4,000円の増額、5.3パーセントの増となっております。組織市町負担金の内訳といたしましては、1節佐倉市負担金が7億934万7,000円、2節酒々井町負担金が9,403万4,000円でございます。負担金の詳細につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料4億3,050万円につきましてはごみ処理手数料でございます。手数料は10キロ当たり350円でございます。年間1万2,300トンの搬入量を見込んでございます。令和2年度と比較いたしますと、ごみの搬入量が120トンの増、金額にいたしまして420万円の増額、1パーセントの増でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金2万円につきましては、財政調整基金利子でございます。

続いて9ページをお願いいたします。4款繰入金、1項1目1節基金繰入金1億7,000万円につきましては、財政調整基金からの繰入金でございます。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては1,000円でございます。

6款諸収入、1項1目預金利子、1節清掃組合預金利子につきましては1,000円でございます。

2項1目1節雑入につきましては1億4,619万3,000円でございます。令和2年度と比較いたしますと1,427万9,000円の増額、10.8パーセントの増でございます。

主なものといたしましては、1鉄、アルミ等の有価物売払収入1,425万9,000円、2混合カン売払収入884万円、3売却電力料金1億1,780万円、ページをめくっていただきまして、10ページの方に記載してございますが、4のリサイクル品販売収入98万円、5、こちら園芸施設に供給しております蒸気の使用料397万7,000円でございます。歳入につきましては以上でございます。

次に14ページをお願いいたします。歳出の方の詳細でございます。1款1項1目議会費29万6,000円につきましては、議会運営に要する経費でございます、主に議員報酬及び旅費などでございます。

18ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、1億3,549万9,000円でございます。令和2年度と比較いたしまして2,365万1,000円の減額、14.9パーセントの減となっております。

表の右側でございます、説明の欄の方をごらんください。1一般管理費1億3,549万9,000円でございます。主なものといたしましては、特別職2名及び一般職職員15名並びに再任用短時間勤務職員1名分の給料6,205万7,000円、職員手当等4,117万8,000円、共済費2,091万8,000円でございます。

20ページをお願いいたします。2項1目監査委員費8万円につきましては、監査委員2名の報酬及び旅費でございます。

次に24ページをお願いいたします。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費は、12億1,825万7,000円でございます。前年度と比較いたしますと、7,077万4,000円の増額、6.2パーセントの増でございます。

表の右側の説明の欄の上段をごらんください。1清掃施設管理運営事業11億5,678万5,000円でございます。こちらにつきましては、ごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分に要する経費でございます。主なものといたしましては、説明欄の中段にございます委託料のうち、ごみ焼却処理施設等管理業務委託料3億3,789万2,000円、焼却灰収集運搬再生化処理業務委託料その2、1億5,313万7,000円、次の25ページの工事請負費、こちらの方に記載のございます焼却炉及び廃熱ボイラー等整備工事、1億4,999万9,000円でございます。

25ページの下段をごらんください。2の清掃施設整備事業につきましては、ごみ処理施設の工事等に要する経費6,147万2,000円でございます。主なものといたしましては、工事請負費のごみ焼却処理施設I TV装置更新工事4,917万円でございます。こちらにつきましては、焼却炉の燃焼状況やクレーンの稼働状況、ごみピットの様子などについてテレビ映像により常時監視する装置でございます。老朽化に伴いまして更新いたそうとするものでございます。その下の備品購入費580万4,000円につきましては、平成15年度から最終処分場で使用しております3トンのダンプが老朽化したことに伴いまして、2トンダンプに買い替えいたそうとするものでございます。

26ページをお願いいたします。2目センター運営費295万5,000円につきましては、リサイクルセンターの運営に要する経費でございます。

30ページをお願いいたします。4款1項公債費、1目元金1億8,686万7,000円につきましては、平成28年度から30年度に実施いたしました、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に伴う借入金の償還金元金でございます。次にごございます2目利子412万2,000円につきましては、同じくごみ焼却処理施設基幹的設備改良事業に伴う借入金の償還金利子でございます。

34ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費2万円でございます。これは、財政調整基金の利子分について、基金に積立ていたそうとするものでございます。

38ページをお願いいたします。6款1項1目予備費は200万円でございます。

次に40ページをお願いいたします。令和3年度佐倉市、酒々井町清掃組一般会計負担金総括表でございます。佐倉市の負担金の合計額は7億934万7,000円、酒々井町の負担金の合計額は9,403万4,000円で、負担割合は佐倉市が88.30%、酒々井町が11.7%でございます。その下にございます令和3年度佐倉市、酒々井町清掃組一般会計負担金算出基礎表は、それぞれの負担金の算出根拠を示したものでございます。(1)事務事業費負担金につきましては、人口割50%、利用割50%で算出をいたしております、負担割合は佐倉市が87.96%、酒々井町が12.04%でございます。事務事業費として合計7億8,239万2,000円となっております。

調整負担金につきましては、構成市町の財源補填分としてそれぞれの事務事業費の負担割に基づき負担金の調整をいたそうとするものでございます。調整負担金としては合計でマイナス1億7,000万円となっております。事務事業費負担金につきましては事務事業費から調整負担金の分を差し引きまして、負担金の合計額は6億1,239万2,000円でございます。

(2)建設事業費負担金につきましては、令和2年10月1日現在の人口割から算定いたしまして、佐倉市が89.37%、酒々井町10.63%の割合で、負担金の合計は1億9,098万9,000円でございます。

続きまして42ページから47ページまででございますが、こちらの方は職員の給与費の明細書となっております。

48ページにつきましては地方債に関する調書でございます。

議案第1号のご説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号をお願いいたします。

令和2年度佐倉市、酒々井町清掃組一般会計補正予算第2号でございます。予算書の2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。3款財産収入180万円の増額でございます。歳入合計、既定額16億336万1,000円に、補正額180万円を増額いたしまして、歳入合計を16億516万1,000円にいたそうとするものでございます。

3ページをお願いいたします。こちらは歳出の方でございます。3款衛生費180万円の増額でございます。歳出合計、既定額16億336万1,000円に、補正額180万円を増額いたしまして、歳出合計を16億516万1,000円にいたそうとするものでございます。

次に4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。3件の債務負担行為の追加でございます。イントラ用サーバー機器等賃貸借(変更契約分)につきましては、期間を令和2年度から令和4年度まで、限度額を133万に設定いたそうとするものでございます。機械器具費(2トンダンプ購入)につきましては、期間を令和2年度から令和3年度まで、限度額を580万4,000円に設定いたそうとするものでございます。

事務局関係の令和3年度通年業務につきましては、令和2年度から令和3年度まで、限度額を2億9,616万に設定いたそうとするもので、令和3年度通年業務のうち、令和3年4月1日から業務を行うためには、令和2年度中に契約事務を行う必要があるものでございます。令和3年度通年業務の詳細につきましては、後ほどご説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。2の歳入でございます。3款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入につきましては、不要となりました油圧ショベルの売払収入180万円を増額いたそうとするものでございます。

次に10ページをお願いいたします。3歳出でございます。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費につきましては、180万円の増額補正でございます。説明の欄をごらんください。1清掃施設管理運営事業につきましては、灰処理量の増加に伴い、焼却灰収集運搬再生化処理業務委託料その2を増額するとともに、併せて需用費や委託料の不用額を減額いたそうとするものでございます。2清掃施設整備事業につきましては、委託料及び備品購入費の不用額の減額でございます。

12ページをお願いいたします。債務負担行為で令和3年度以降にわたるものについての令和元年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和2年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。4ページでご説明をさせていただきました、第2表債務負担行為補正と同様の内容でございます。

続いて13ページをお願いいたします。附表、令和3年度通年業務に関する一覧でございます。

こちらは4ページの第2表、債務負担行為補正でご説明させていただきました、令和3年度通年業務の詳細でございます。

令和3年度当初から実施をいたします事業で、令和2年度中に契約事務を行う必要がある例規検索システムデータベース業務委託から、次ページのリサイクルセンター業務委託（その2）までの計15件について、債務負担行為として追加いたそうとするものでございます。

議案第2号のご説明は以上でございます。

次に議案第3号をお願いいたします。

議案第3号、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例制定につきましては、構成市でございます佐倉市の人事評価制度及び一般職職員の給与条例の改正を踏まえまして、令和3年4月1日より人事評価の処遇反映に伴いまして、一般職職員の給料の昇給について現在の4月から7月に行うよう変更するとともに、55歳以上で6級又は7級の職員の給料については、現在の1号給昇給であるところを、昇給させないという旨の改正をいたそうとするものでございます。

議案第3号のご説明は以上でございます。

議案第4号をお願いいたします。

議案第4号、管理者等の佐倉市、酒々井町清掃組合に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでございます。この条例制定につきましては、管理者等の佐倉市、酒々井町清掃組合に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件に、管理者等の組合に対する損害賠償責任に限度額を設け、その額を超える部分を免除する旨を条例で定めようとするものでございます。

議案第4号のご説明は以上でございます。

続きまして議案第5号をお願いいたします。

議案第5号、専決処分の承認を求めることについてでございます。佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与条例等の一部を改正する条例の専決処分について、ご承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、令和2年10月14日付けで千葉県人事委員会から期末手当の0.05ヶ月分の引き下げについて勧告がなされたことを受けまして、構成市町であります佐倉市では令和2年11月24日の市議会、令和2年11月定例会において、酒々井町では令和2年11月25日の町議会、令和2年11月臨時会におきまして千葉県人事委員会の勧告に基づく一般職職員の給与条例等の一部改正条例が可決されました。これらを踏まえまして、当組合におきましても同様に給与条例等の一部改正が必要となりましたが、12月期の期末勤勉手当を支給するに当たり、改正条例を11月30日までに公布し、支給基準日である12月1日までに施行する必要があることから専決処分とさせていただいたものでございます。

議案第5号のご説明は以上でございます。

以上、雑駁なご説明で大変恐縮ではございますが、議案の補足説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（久野妙子） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時15分

○議長（久野妙子） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第4号について、休憩中に地方自治法第243条の2第2項の規定により、監査委員に意見を求めたところ、条例制定については妥当と認める回答を頂きました。その写しをお手元に配布いたしましたのでご了承願います。

これより議案第1号から議案第5号に対する質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質疑については一問一答にてお願いいたします。

議案第1号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第2号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第3号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第4号について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久野妙子) 質疑はなしと認めます。

議案第5号について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久野妙子) 質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。

これより、議案第1号から議案第5号に対する討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久野妙子) 討論はなしと認めます。討論は終結いたします。

これより採決を行います。議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長（久野妙子） 以上をもちまして、令和3年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉
会いたします。

（午後 2時18分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 久 野 妙 子

署名議員 内 海 和 雄

署名議員 須 藤 伸 次